

食品の表示に関する法律は複雑で多様になっていますが、主要なものを一覧すると次のようになります

食品の表示に関する法律

法律の名称	制度の目的	表示対象	表示すべき事項
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害発生の防止	容器包装に入れられた加工食品（一部生鮮品を含む。）	名称、食品添加物、消費期限又は賞味期限、保存方法、製造者氏名、製造所所在地、遺伝子組換え食品、アレルギー食品
JAS 法	品質に関する適正な表示	一般消費者向けの全ての飲食料品	名称、原材料名（食品添加物を含む。）、原料原産地名、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所、原産国名（輸入品に限る。）、遺伝子組換え食品
不当景品類及び不当表示防止法 景品表示法	虚偽、誇大な表示の禁止	事業者の供給する全ての商品（食品）	
計量法	内容量等の表示	密封された特定商品	内容量、表記者の氏名又は名称及び住所
健康増進法	健康の保持・回復・向上、発育に役立てる	販売される加工食品等で、邦文で栄養表示する場合	栄養成分、熱量
		特別用途食品（病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、高齢者用食品及び特定保健用食品）	商品名、原材料名、賞味期限、保存方法、製造業者の氏名等、許可を受けた表示の内容、栄養成分量及び熱量、許可証票、摂取方法等
	健康の保持増進の効果等についての虚偽・誇大な表示等の禁止	食品として販売に供する物	健康保持増進効果等について著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。
薬事法	食品に対する医薬品と誤認される効能効果の表示を禁止	容器包装に入れられた加工食品及びその広告	